訪問介護運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 縁が開設する訪問介護事業所 千縁(以下「事業所」という)が行う指 定訪問介護事業及び指定第一号訪問事業(以下「事業」という)の適切な運営を確 保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要支援・ 介護状態にある高齢者又は事業対象者(以下「利用者」という)に対し、適正な訪 問介護及び第一号訪問事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、事業所の従事者は、利用者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護・その他の生活全般にわたる援助を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 訪問介護事業所 千縁

所在地 茨城県潮来市牛堀 707-3

(職員の職種、員数及び勤務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
 - ・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用者の申し込みに係る調整をする こと。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス 担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者 等との連携に関すること。
 - ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、 利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
 - ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
 - ・居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用 者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に

係る必要な情報提供を行うこと。

(3) 訪問介護員 3名以上 訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日~日曜日

(2) 営業時間 6:30~19:30 までとする。

(4) その他の休日 特になし

(指定訪問介護等の介護の内容)

第6条 事業で行う介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ①排泄・食事介助
 - ②清拭・入浴・身体整容
 - ③体位変換
 - ④移動 · 移乗介助、外出介助
 - ⑤その他の必要な身体の介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③住居の掃除、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な家事

(指定訪問介護等の利用料等)

- 第7条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
 - 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を 徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、路程1キロメートル当たり 20 円を 実費として徴収する。

- 3 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の 利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。
- 4 サービス提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に説明した上で、その内容及び支払いに同意を受けるものとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、潮来市・稲敷市・行方市・香取市・神栖市の地域とする。 (その他の地域は応相談)

(緊急時等における対応方法)

第9条

(1) 緊急時における対応方法

従事者は事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が 生じたときは、速やかに主治医の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告 しなければならない。

また、主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- (2) 事故発生時の対応について 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うなどの必要な措置を講じ る。
- (3) 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

- 第10条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
 - 2 事業所は利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(その他の運営についての留意事項)

- 第11条 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。
 - 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、 従事者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持するべき旨を、従事者と の雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 縁と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規定は令和3年3月16日から施行する。
- この規定は令和5年8月1日から施行する。